

名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学（以下「本学」という。）の授業料の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるもののほか、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程に関する規程及び留学生授業料減免実施要項に定めるところによる。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、本学の学群、学部学生、専攻科生及び大学院生（以下「学生」という。）を対象とする。

(申請)

第3条 授業料の免除又は徴収猶予を受けようとする者（本人が行方不明の場合は、保証人等を含む。以下同じ。）は、学長に申請しなければならない。

(免除等の許可)

第4条 授業料の免除は、選考機関の議を経て学長が許可する。ただし、第6条及び徴収猶予に係る第9条及び第10条については、選考機関の議を経ることなく学長の許可により行うものとする。

2 選考機関は、名桜大学学生サポート委員会（以下「学生サポート委員会」）をもって充てる。

(経済的理由による場合の授業料免除)

第5条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、原則として最短在学期間で卒業し、又は修了できる見込みがあると判断される場合は、授業料を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書（様式第1号）

(2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）の居住地の市区町村長の発行する証明書（様式第2号）。ただし、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程第2条第6項に規定する外国人留学生（以下「留学生」という。）は不要とする。

(3) その他本学が必要と認める書類

3 第1項に規定する授業料の免除は、年度ごとに許可するものとし、免除の額は、当該年度分の授業料についてその全額、半額又は3分の1とする。

4 留学生を対象とする免除は授業料及び入学金とし、その実施については別に定める。

(行方不明により除籍した場合の授業料免除)

第6条 行方不明により除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等による授業料免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると

認められる場合は、当該事由の発生した年度内の授業料等を免除することができる。

- (1) 学資負担者が死亡した場合
- (2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書（様式第1号）
- (2) 授業料の納付が困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する証明書（様式第2号）ただし、留学生は不要とする。
- (3) 前項第1号に該当する場合は死亡証明書、同項第2号に該当する場合は学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する罹災証明書
- (4) その他本学が必要と認める書類

3 第1項に規定する授業料の免除は、年度内に1回のみ許可するものとし、免除の額は、当該年度分の授業料についてその全額又は半額とする。

（授業料の未納により除籍した場合の授業料免除）

第8条 授業料等の未納により除籍した場合は、未納の授業料等の徴収を免除することができる。

（授業料の徴収猶予）

第9条 授業料の徴収猶予の取扱については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

（徴収猶予中退学した場合）

第10条 授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる。

（許可の取消）

第11条 授業料の免除又は徴収猶予の許可後、その理由が消滅し、又は申請について虚偽の事実が判明した場合においては、選考機関の議を経て学長がこれを取り消すものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を納付しなければならない。

- (1) 理由の消滅により許可を取り消された者は、取り消しの日の属する月から月割計算による額
- (2) 申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された者は、当該期分に係る免除された全額

（申請時期）

第12条 第5条第2項及び第7条第2項に規定する所定の期日とは、募集要項に記載するものとする。

（補則）

第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の実施に関し必要な事項は、学生サポート委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行し、平成15年度後学期から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月23日）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月2日）

この規程は、平成28年2月2日から施行する。

附 則（平成29年4月26日）

この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。